

○香川県警察職員の服務に関する訓令

平成12年3月30日
警察本部訓令第12号

改正 平成13年3月28日本部訓令第17号、平成14年9月20日本部訓令第20号、平成18年3月23日本部訓令第6号、平成27年1月16日本部訓令第1号

香川県警察職員の服務に関する訓令を次のように定める。

香川県警察職員の服務に関する訓令

香川県警察職員の服務に関する訓令（昭和59年香川県警察本部訓令第5号）の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 職務倫理（第3条）
- 第3章 職務執行の基本（第4条－第11条）
- 第4章 相互の連帯（第12条－第13条の2）
- 第5章 職務の公正（第14条－第17条）
- 第6章 品位の保持（第18条－第22条）
- 第7章 服務一般（第23条－第26条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この訓令は、香川県警察職員（以下「警察職員」という。）が警察職務を適正かつ能率的に遂行するため、服務上守らなければならない事項について規定することを目的とする。

（準拠）

第2条 警察職員の服務は、警察法、地方公務員法その他の法令、条例、規則及び訓令で別に定める場合を除き、この訓令の定めるところによる。

第2章 職務倫理

（職員が保持すべき職務倫理）

第3条 警察職員は、個人の権利と自由を保護し、公共の安全と秩序を維持するという警察の任務が、国民から負託されたものであることを自覚し、国民の信頼にこたえるよう、次に掲げる事項を遵守し、高い倫理観の涵養に努めなければならない。

- （1）治安維持の重責を果たすことに誇りを持ち、人間愛に貫かれた確固たる使命感を培い、職務を毅然と遂行して国家と国民に奉仕すること。
- （2）基本的人権を尊重し、公平・中正な態度を堅持するとともに、思いやりと礼節を持って親切かつ誠実に職務を遂行すること。

- (3) 警察組織の生命である規律を堅く守り、相互の信頼に基づく連帯のきずなを強め、融和と団結を図ること。
- (4) 自己啓発を積極的に進め、豊かな人間性を養い、職務に必要な知識・技能を修得し、体力・気力を充実させるよう努めること。
- (5) 法の執行者として自己を厳しく律し、私生活においても廉潔を保ち、明るく堅実な生活を営むよう努めること。

第3章 職務執行の基本

(職務の遂行)

第4条 警察職員は、逮捕、留置、保護、武器及び戒具の使用、拾得物及び証拠物の保管その他警察の責務を達成するため特に警察職員に付与された職権の行使に当たっては、関係する法令（条例及び規則を含む。）及び訓令その他の成規（以下「法令等」という。）を厳守しなければならない。

- 2 警察職員は、常に受傷事故防止に留意しつつ、職務上の危険又は責任を回避することなく、積極果敢に職務を遂行しなければならない。

(市民応接)

第5条 警察職員は、市民に対する応接の適否が職務の遂行に重大な影響を及ぼすことを自覚し、応接に当たっては常に次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 親切、丁寧及び迅速を旨とし、常に温容と理解をもって接し、いやしくも国籍、性別、職業、地位、服装等によって差別的取扱いをしないこと。
- (2) 粗暴又は侮辱的な言語を用い、あるいは不当に威圧を与えるような言動をしないこと。
- (3) 職権行使に当たり、警察職員であることを示す必要があるときは、所属、職及び氏名を告げること。
- (4) 情理を尽くして相手方の納得を得るように努めるとともに、事の軽重、緩急を計って実情に即した措置をとること。
- (5) 警察事務又は警察職員の便宜を優先して、市民にみだりに迷惑をかけないこと。

(勤務時の服装)

第6条 警察官は、警察官の服制に関する規則（昭和31年国家公安委員会規則第4号）、警察官の服制に関する細則（平成6年警察庁訓令第4号）及び香川県警察における警察官の服制に関する訓令（昭和49年本部訓令第14号）に定める服装により、勤務しなければならない。

(急訴等に対する措置)

第7条 警察官は、急訴に接し、又は警察上緊急に措置する必要があると認められる事態に遭遇したときは、担当事務、勤務時間の内外及び管轄区域のいかんを問わず、的確な警察措置が講ぜられるよう適切な措置を執らなければならない。

(応急服務)

第8条 警察職員は、勤務時間の内外を問わず、常にその所在を明確にするとともに、必要に応じた連絡手段を確保するなど、応急の職務に服する用意を整えておかなければならない。

2 所属長は、公務の円滑な運営に資するため、応急の職務に対応可能な体制を確立しておかなければならない。

3 居住地の指定を受けた警察官は、当該指定地に居住しなければならない。

(報告)

第9条 警察職員の職務上の報告連絡は、順序を経て迅速かつ正確に行わなければならない。ただし、緊急の対応を要する場合は、この限りでない。

2 警察職員は、勤務時間の内外を問わず、警察上必要と認められる情報を入手したときは、速やかに上司に報告しなければならない。

3 警察職員は、公私を問わず交通事故その他の事故を起こしたとき、又は職務執行に関する過誤、紛議その他不祥事案が発生するおそれがある事案を知ったときは、知り得た内容を速やかに上司に報告しなければならない。

4 警察職員は、証人、鑑定人又は参考人として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署から呼出しを受けた場合は、速やかに、その旨を上司に報告しなければならない。

(秘密等の保持)

第10条 警察職員は、正当な理由がないのに、文書、捜査情報、個人に関する情報及び職務上知り得た秘密に関する事項を職務上関係のない者に閲覧、謄写その他方法のいかんを問わず漏らしてはならない。

(公用品の取扱い)

第11条 警察職員は、文書、備品、公用車その他公の物品（以下「公用品」という。）及び給貸与品については、遺失、紛失、盗難、損傷等が生じることのないよう適正に取り扱なければならない。

2 警察職員は、正当な理由がないのに、公用品及び給貸与品を勤務場所から持ち出し、又は勤務場所以外の場所で保管してはならない。

3 警察職員は、公用品又は給貸与品の遺失、紛失、盗難、損傷等の事案が発生したときは、直ちに上司に報告しなければならない。

第4章 相互の連帯

(職員相互の関係)

第12条 警察職員は、その就業に支障を生じることがないように相互に人格を尊重するとともに、個人の特性を理解し、良好な職場環境の確保に努めなければならない。

2 警察職員は、職務に関する上司の指揮命令を厳守し、指導監督及びこれに付随する身上指導に従わなければならない。

3 警察職員は、前項の指揮命令等が法令等に照らして誤りありと信ずるときは、積極的

に意見を具申するなどして、上司を補佐しなければならない。

(幹部の責務)

第13条 幹部は、自らの権限と責任を自覚し、次に掲げる事項を旨として、部下に対する指揮監督に当たらなければならない。

- (1) 人格の陶冶、知識技能の練磨その他幹部としての資質向上に努めること。
- (2) 部内外の意見、要望や提案に耳を傾けるとともに、自然な意思疎通を図ることのできる良好な職場環境の醸成に努めること。
- (3) 公平中正を旨とし、私情によってその取扱いを異にすることのないようにすること。
- (4) 適正な職務執行、実務能力の向上及び受傷事故防止等に関する指導教養に意を用い、いたずらに非違の究明に捕らわれることのないようにすること。
- (5) 信賞必罰を励行するとともに、温情をもって接し、一人ひとりの特性、能力等に応じた的確な指導に努めること。

2 前項の指揮監督は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 勤務規律及びサービスの適否
- (2) 職務執行及び事務処理の適否
- (3) 市民応接の適否
- (4) 拾得物及び証拠物の取扱い並びに保管の適否
- (5) 書類、簿冊、備品その他の公用品及び給貸与品の取扱い並びに保管の適否
- (6) 受傷事故防止のために講じている措置の適否
- (7) その他職務執行に影響を及ぼすおそれのある事項

3 幹部は、常に部下の身上に配慮し、警察職員としての品位を汚すことのないよう必要な指導監督を行わなければならない。

4 幹部の指示は、具体、明確及び簡潔を旨とし、併せてその目的と期限を明示するとともに、復唱その他の方法で指示の内容を確認し、経過報告の励行及び結果の復命を徹底するようにしなければならない。

5 幹部が教養を行うに当たっては、応問その他の方法を用い、常に効果の確認に努めなければならない。

6 幹部は、第2項及び第3項に規定する指揮監督及び指導監督に過誤あるときは、その責を負わなければならない。

(幹部会議)

第13条の2 所属長は、前条の指揮監督、指導監督、指示及び教養の統一並びに所管業務の効率的な運営を図るため、随時、必要と認める幹部を構成員とする幹部会議を招集し、必要な協議、指示及び教養を行わなければならない。

2 幹部は、必要があると認めるときは、所属長に前項に規定する幹部会議の招集を求めることができる。

第5章 職務の公正

(民事問題関与の制限)

第14条 警察職員は、職務上の必要がある場合又は自らが当事者若しくは代理人である場合を除き、金品の貸借、商取引その他の民事上の問題に関与してはならない。

2 警察職員は、自らが当事者又は代理人である民事上の問題について、職権を利用してはならない。

(意見公表等)

第15条 警察職員は、意見、批評、随筆又は小説等を公表し、若しくは新聞、雑誌等に寄稿するに当たっては、職務に悪影響を及ぼすおそれがあるかどうかについて、上司に確認を求めることができる。

(宗教的活動等の制限)

第16条 警察職員は、職務に影響を及ぼすような方法で宗教的活動をし、又は宗教的論議をしてはならない。

(政治に対する中立性の保持)

第17条 警察職員は、特定の政党若しくは政党人を擁護若しくは誹謗するような発言をし、又は選挙運動期間中に候補者若しくはその運動員と酒席を共にする等、警察の政治に関する中立性及び職務の公正性を疑われるおそれのある言動をしてはならない。

第6章 品位の保持

(利害関係者等との交際)

第18条 警察職員は、香川県職員倫理条例（平成13年香川県条例第6号）及び香川県警察職員倫理規程（平成13年香川県警察本部告示第3号。以下「規程」という。）に定めるもののほか、規程第3条に規定する利害関係者と職務の公正が疑われ、又は職務に支障を及ぼすおそれがあると認められる行為をしてはならない。

2 警察職員は、公正な職務の執行に対する疑惑又は不信を招くおそれがないかどうかについて、上司に確認を求めることができる。

(健全な生活)

第19条 警察職員は、計画性のある健全な生活態度を保持することに努め、いやしくも支払能力を超えて、自己の債務の契約又は第三者の債務に係る連帯保証若しくはこれに類する契約を行ってはならない。

(節度ある飲酒)

第20条 警察職員は、勤務中みだりに飲酒してはならない。また、勤務時間外であっても職務に支障を及ぼし、又は品位を失うに至るまで飲酒してはならない。

2 警察職員は、飲酒に際し、自己又は他の職員が飲酒運転、飲酒に伴う事故等を起こすことのないよう努めなければならない。

(遊戯)

第21条 警察職員は、勤務に支障を及ぼすに至るまで遊戯にふけてはならない。

(行状)

第22条 警察職員は、起居、動作、容姿、服装その他身辺については、端正かつ清潔を旨とするほか、社会道徳を重んじ、醜聞を惹起するような行為をすることのないよう自戒する等、常に職員としてふさわしい行状の保持に努めなければならない。

第7章 服務一般

(勤務懈怠等の禁止)

第23条 警察職員は、みだりに勤務を怠り、又は承認を得ないで勤務時間中に勤務場所を離れ、若しくは勤務を変更してはならない。

(無断欠勤等の禁止)

第24条 警察職員は、通信、交通機関等の途絶により、連絡の方法がない場合のほかは、承認を受けず又は届出をしないで休暇、欠勤、遅刻又は早退をしてはならない。

(人事に関する援助要求の禁止)

第25条 警察職員は、採用、昇任、配置その他人事上の処遇に関し、部外の者に援助、便宜の供与又は仲介を求めてはならない。

(派遣者等の服務)

第26条 国、公共団体その他の団体に派遣されている警察職員及び研修のため学校等に派遣されている警察職員は、その派遣先の服務規程も遵守しなければならない。

附 則

- 1 この訓令は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 香川県警察職員の服務に関する訓令（昭和59年香川県警察本部訓令第5号）は廃止する。

附 則（平成13年3月28日本部訓令第17号）

この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年9月20日本部訓令第20号）

この訓令は、平成14年10月1日から施行する。

附 則（平成18年3月23日本部訓令第6号）

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成18年4月1日から施行する。
(香川県警察職員の服務に関する訓令の一部改正)
- 3 香川県警察職員の服務に関する訓令（平成12年香川県警察本部訓令第12号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則（平成27年1月16日本部訓令第1号）

この訓令は、平成27年2月2日から施行する。